

町田市消防団に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 3 1 年 ( 2 0 1 9 年 ) 2 月 2 0 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

## 町田市消防団に関する条例の一部を改正する条例

町田市消防団に関する条例（昭和42年12月町田市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第12条中「別表第1」を「別表」に改める。

第13条第1項中「別表第2に定める費用弁償を支給する」を「1回の出動につき3,200円の費用を弁償する」に改め、同条第2項中「別表第3に定める費用弁償を支給する」を「町田市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和33年4月町田市条例第22号）の適用を受ける特別職の職員の例により、その費用を弁償する」に改める。

第14条第1項中「年額」を「、年額」に改め、「、水火災等の職務に従事した費用弁償は、その出動数に応じ翌月」を削り、同条第3項を次のように改める。

3 前条に規定する費用弁償の支給方法は、市長が別に定める。

別表第2及び別表第3を削り、別表第1を別表とする。

### 附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

町田市消防団に関する条例新旧対照表

改正後	改正前										
<p>(報酬)</p> <p>第12条 団員には、<u>別表</u>に定める報酬を支給する。</p> <p>(費用弁償)</p> <p>第13条 団員が水火災等の職務に従事する場合には、<u>1回の出勤につき3,200円の費用を弁償する。</u></p> <p>2 前項の場合を除き、団員が公務のため旅行した場合は、<u>町田市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和33年4月町田市条例第22号)の適用を受ける特別職の職員の例により、その費用を弁償する。</u></p> <p>(報酬等の支給方法)</p> <p>第14条 報酬は、<u>年額を二分し、9月及び翌年3月に支給する。</u></p> <p>2 略</p> <p>3 <u>前条に規定する費用弁償の支給方法は、市長が別に定める。</u></p>	<p>(報酬)</p> <p>第12条 団員には、<u>別表第1</u>に定める報酬を支給する。</p> <p>(費用弁償)</p> <p>第13条 団員が水火災等の職務に従事する場合には、<u>別表第2</u>に定める費用弁償を支給する。</p> <p>2 前項の場合を除き、団員が公務のため旅行した場合は、<u>別表第3</u>に定める費用弁償を支給する。</p> <p>(報酬等の支給方法)</p> <p>第14条 報酬は<u>年額を二分し、9月及び翌年3月に、水火災等の職務に従事した費用弁償は、その出勤数に応じ翌月支給する。</u></p> <p>2 略</p> <p>3 <u>公務のため旅行した場合の費用弁償の支給方法は、町田市一般職の職員の例による。</u></p>										
<p>別表(第12条関係)</p> <table border="1" data-bbox="174 1034 1095 1098"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table>	略	<p>別表第1(第12条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1144 1034 2069 1098"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table>	略								
略											
略											
	<p>別表第2(第13条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1144 1145 2069 1209"> <tr> <td>水火災等の場合</td> <td>1回につき</td> <td>3,200円</td> </tr> </table>	水火災等の場合	1回につき	3,200円							
水火災等の場合	1回につき	3,200円									
	<p>別表第3(第13条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1144 1257 2069 1423"> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">鉄道賃</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">船賃</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">航空賃</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">車賃</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">日当</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">宿泊料</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">食卓料</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">宿泊を要しない出張</td> <td style="text-align: center;">宿泊を要する出張</td> </tr> </table>	鉄道賃	船賃	航空賃	車賃	日当		宿泊料	食卓料	宿泊を要しない出張	宿泊を要する出張
鉄道賃	船賃					航空賃	車賃			日当	
		宿泊を要しない出張	宿泊を要する出張								

町田市消防団に関する条例新旧対照表

				張			
一般職の 職員と同 額	1 等	実 費	実 費	2, 0 0 0 円	2, 8 0 0 円	1 4, 7 0 0 円	2, 0 0 0 円
備考	<p>1 食卓料は船賃及び航空賃のほかに食費を要する場合に限り支給する。</p> <p>2 庁用または、市で借上げた自動車を使用して市外に出張した場合は鉄道賃及び車賃は支給しない。</p> <p>3 日当の額については、町田市一般職の職員の旅費に関する条例（昭和35年10月町田市条例第22号）第17条第2項及び第3項の規定を準用する。</p>						